

日本海溝・千島海溝周辺
海溝型地震防災対策推進計画

令和6年3月
厚真町防災会議

目 次

第1節 総則	1
1 推進計画の目的	1
2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第2節 関係者との連携協力の確保に関する事項	1
1 資機材、人員等の配備手配	1
2 他機関に対する応援要請	2
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	2
1 津波からの防護	2
2 津波に関する情報伝達等	2
3 地域住民の避難行動等	2
4 旅行者等の避難行動等	3
5 避難場所及び避難所の運営・安全確保	3
6 意識の普及・啓発	3
7 消防機関等の活動	4
8 水道、電気、ガス、通信、放送関係	4
9 交通	4
10 町自らが管理等を行う施設に関する対策	5
11 迅速な救助	6
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	6
1 整備方針	6
2 整備すべき施設	6
第5節 防災訓練計画	7
第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	7
1 町職員等に対する教育	7
2 地域住民等に対する教育・広報	8
3 児童、生徒に対する教育	8
4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報	8

5	自動車運転者に対する教育・広報	8
6	相談窓口の設置	8

第7節 地域防災力の向上に関する計画

9

1	住民の防災対策	9
2	自主防災組織の育成等	9
3	事業所等の防災対策	9
4	来訪者の防災対策	9

第8節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

10

1	後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置	10
2	後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	10
3	災害応急対策をとるべき期間等	10
4	町のとるべき措置	11

第9節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

11

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町区域内の防災関係機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、地域防災計画第1章 総則 第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資調達

ア 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量及び他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請する。

イ その他物資調達に関しては、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第6節「食料供給計画」、同章 第8節「衣料、生活必需物資供給計画」及び同章第9節「給水計画」を準用する。

(2) 物資等の調達手配

ア 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保に努めるものとする。

イ 町は、道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者」という。）及び観光客、釣り客やサーファー、ドライバー等（以下「観光客」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

(3) 人員の配備

人員の配備は、地域防災計画第3章 防災組織 第2節 災害対策本部の3「非常配備体制」を準用する。また、町は、人員の配備状況を道に報告するものとする。

(4) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、地域防災計画第5章に定める「災害応急対策計画」、第11章に定める「災害復旧計画」及び同章第5節に定める「被災者援護計画」を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備に努めるものとする。

この際、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

- (1) 広域応援
町は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、他の市町村、公共的団体等（以下「他機関」という。）と締結している応援協定に従い、他機関に応援を要請するものとする。
- (2) 自衛隊の災害派遣
自衛隊の災害派遣要請については、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第2節「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

町又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための堤防の点検や補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第1節「災害通信計画」の4「災害情報通信計画」及び地域防災計画別冊4「津波避難計画」第4章 避難指示の発令のとおりとする。

3 地域住民の避難行動等

町は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

- (1) 避難対象地域
地域防災計画別冊4「津波避難計画」第2章 津波避難計画 第4節「避難対象地域」のとおりとする。
- (2) 避難方法
地域防災計画別冊4「津波避難計画」第2章 津波避難計画 第9節「避難の方法」のとおりとする。
- (3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策
地域防災計画別冊4「津波避難計画」第6章 積雪・寒冷地対策 第1節「冬季道路交通の確保」のとおりとする。
- (4) 住民等の備え
避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。
- (5) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等は、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第5節「避難救出計画」の1「避難計画」及び地域防災計画別冊2「避難行動要支援者避難支援計画」のとおりとする。

4 旅行者等の避難行動等

厚真町には、浜厚真海浜公園に町外からも多くのサーファーが来訪する。浜厚真海浜公園付近は、6～8月10時台をピークにサーファーなどの滞在人口が多く、夏以外の季節でも日中は数名の滞在者がいる。2022年7月17日には10時・11時台に約180人を記録しており、夏の週末は午前中を中心に100人を超える滞在者がいる時間帯がある。また、サッカー場のある野原公園周辺は、全国大会開催期間時には、最大で4,000人近く全国から来訪者が訪れるエリアである。隣接する国道235号は普段からトラックなどの交通量の多い路線でもある。

一方、苫小牧東港も新日本海フェリーの乗降場所となっており、最大850人の乗船が可能なフェリーが運航しているほか、フェリーターミナル従業員も勤務しており、多くの人が集まる機会がある。

こうした町外からの出張者及び旅行者等や外国人の避難誘導等については、地域防災計画第4章 災害予防計画 第6節「要配慮者対策計画」及び地域防災計画別冊4「津波避難計画」第7章 その他の留意点 第1節「観光客、サーファー客、釣り客等の避難対策」のとおりとする。

5 避難場所及び避難所の運営・安全確保

町は、次のとおり避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難後の救護の内容

地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第5節「避難救出計画」の4「指定避難所の運営管理等」のとおりとする。

(2) 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項

ア 応急危険度判定を優先的に行う体制

地域防災計画第6章 地震・津波災害対策計画 第1.1節「被災建築物安全対策」のとおりとする。

イ 各避難所との連絡体制

地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第5節「避難救出計画」の1「避難計画」のとおりとする。

ウ 各避難所における避難者のリスト作成

地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第5節「避難救出計画」の3「指定避難所の開設」のとおりとする。

エ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第5節「避難救出計画」の4「指定避難所の運営管理等」のとおりとする。

オ 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第5節「避難救出計画」の3「指定避難所の開設」のとおりとする。

カ 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第1.4節「家庭動物等対策計画」のとおりとする。

6 意識の普及・啓発

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、地域防災計画第6章 地震・津波災害対策計画 第4節「地震・津波予防計画」の3「地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」に基づき周知を行う。

7 消防機関等の活動

- (1) 町は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール確立
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、胆振東部消防組合消防計画に定めるところによる。

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道
地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置は、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第10節「ライフラインの応急対策計画」の2「応急対策」の(5)のとおりとする。
- (2) 電気
 - ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
 - イ 指定公共機関「北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店」が行う措置は、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第10節「ライフラインの応急対策計画」の2「応急対策」の(3)のとおりとする。
- (3) ガス
ガス事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するよう努めるものとする。
- (4) 通信
指定公共機関「東日本電信電話株式会社 北海道南支店苫小牧営業支店」及び「株式会社ドコモCS北海道 北海道南支店」、「KDDI株式会社 北海道総支社」が行う措置は、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第10節「ライフラインの応急対策計画」の2「応急対策」の(1)のとおりとする。
- (5) 放送
指定公共機関「日本放送協会札幌放送局」は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。また、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な人員の配置、施設等の緊急点検その他被災防災措置を講ずるよう努めるものとする。
- (6) その他
このほか、大規模停電時の電力、通信等の応急復旧等については、地域防災計画第10章 事故災害対策計画 第10節「大規模停電災害対策計画」を準用する。

9 交通

- (1) 道路
 - ア 交通規制
警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に

周知する。

この際、必要に応じ隣接する警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

イ 除雪

冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 海上

ア 苫小牧海上保安署及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施する。

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難などの安全確保対策を講ずるよう努めるものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者は、列車の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画等を定めるよう努めるものとする。

この際、避難誘導計画等の作成にあたっては、避難路の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮したものとする。

(5) 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第24節「交通応急対策計画」を準用する。

10 町自らが管理等を行う施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する役場、会館、社会教育施設、社会体育施設、図書館等の施設のうち、想定される津波浸水域に位置する浜厚真生活会館ならびに野原公園サッカー場について、管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の施設利用者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、施設利用者等に対し伝達する。

(イ) 施設利用者等の避難のための措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

この際、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を町が管理する施設以

外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

1 1 迅速な救助

(1) 町は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。また、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第5節「避難救出計画」の5「救出計画」のとおりとする。

(2) 町は、道と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、別途定める厚真町消防本部受援計画のとおりとする。

(3) 町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

(4) 町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。また、消防団の充実に関する計画は、別途定める胆振東部消防組合消防計画のとおりとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1 整備方針

(1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備は計画的に行うものとし、具体的な事業計画は、別途日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。

(2) 町及び道は、施設等の整備の推進について、日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。

(3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他冬期における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。

(4) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

(1) 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物及び小中学校校舎等の耐震性を強化することにより、地震発生時の災害対策の円滑な実施を確保するものとする。

(2) 避難場所

避難場所の整備については、地域防災計画第6章 地震・津波災害対策計画 第4節「地震・津波予防計画」の1「地震に強いまちづくりの形成」、2「津波に強いまち

づくり」を準用する。

(3) 避難路

避難路の整備については、地域防災計画第6章 地震・津波災害対策計画 第4節「地震・津波予防計画」の2「津波に強いまちづくり」を準用する。

(4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

発災後予想される火災から町民の生命・身体及び財産を守るため、消防水利施設及び消防・救急救助用資機材の整備を推進するものとする。

(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路等の計画的な整備を推進するものとする。

(6) 防災行政無線設備その他の施設又は設備

町その他防災関係機関は、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第1節「災害通信計画」に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

第5節 防災訓練計画

町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努めるものとする。

実施する防災訓練の内容、方法等は次のとおりとする。

- 1 災害対策本部運営訓練
- 2 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 3 避難誘導訓練

このほか、防災訓練の実施については、地域防災計画第4章 災害予防計画 第14節「防災訓練計画」及び地域防災計画別冊4「津波避難計画」第5章 津波対策の教育・啓発 第2節「避難訓練の実施」を準用する。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員等に対する教育

町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した下記の事項について教育を実施するものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

(1) 町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、下記の事項について教育・広報を実施する。

ア 地震及び津波に関する一般的な知識

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容及び実施方法

コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

(2) 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

3 児童、生徒に対する教育

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うよう努めるものとする。

(1) 過去の地震及び津波災害の実態

(2) 地震や津波の発生のしくみと危険性

(3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え

(4) 地域における地震・津波防災の取組等

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、市町村が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

地震・津波が発生した場合において、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震・津波災害の防災上必要な教育及び広報については、地域防災計画第6章 地震・津波災害対策計画 第4節「地震・津波予防計画」の3「地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」及び地域防災計画別冊4「津波避難計画」第5章 津波対策の教育・啓発 第1節「教育・啓発」を準用する。

第7節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

1 住民の防災対策

- (1) 町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- (2) 町民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- (3) 町民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。

2 自主防災組織の育成等

自主防災組織の育成等については、地域防災計画第4章 災害予防計画 第9節「自主防災組織の育成等に関する計画」及び地域防災計画別冊4「津波避難計画」第7章 その他の留意点 第3節「地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進」を準用する。

3 事業所等の防災対策

- (1) 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- (3) 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災人員等の資質の向上に努めるものとする。また、その他の事業所についても自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

4 来訪者の防災対策

- (1) 町外からの来訪者が厚真町内にて、地震・津波の危険にさらされたときに、自助・共助により、自分たちの身を守る取組を行うこととなる。
- (2) 想定される津波浸水区域内にいる場合に、津波警報等発表時に浸水域外や緊急避難場所へ避難を行うことができるよう、災害時に各自が果たす役割（自身や家族、同行者等の安全の確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生）を十分に認識してもらうために、町は関係団体等を通じて、想定される被害や取るべき行動などに関する周知に努めるものとする。

第8節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町及び道等から地域住民に対して注意を促すものとする。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおりとする。

ア 町内部及び関係機関相互間の伝達体制

地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第1節「災害通信計画」を準用する。

イ 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制

地域防災計画第6章 地震・津波災害対策計画 第6節「地震・津波の伝達計画」を準用する。また、情報等の伝達については、次の事項にも配慮する。

- (ア) 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。
 - (イ) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。
 - (ウ) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。
 - (エ) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。
- #### (2) 町の災害に関する会議等の設置
- 災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、地域防災計画第3章 防災組織 第2節「災害対策本部」を準用する。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、地域防災計画第5章 災害応急対策計画 第4節「災害広報計画」及び地域防災計画別冊4「津波避難計画」第2章 津波避難計画 第10節「後発地震」を準用する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

【後発地震に対して注意する措置】

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- (4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第9節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う実施すべき事業の種類及び目標並びに達成期間は次のとおりである。

地区名	事業種類	目 標	達成期間
浜厚真地区	1号 避難施設その他の避難場所	1箇所	令和6～7年度